

## 重点課題

### 第1節 子育て支援施策の一層の充実

#### 1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

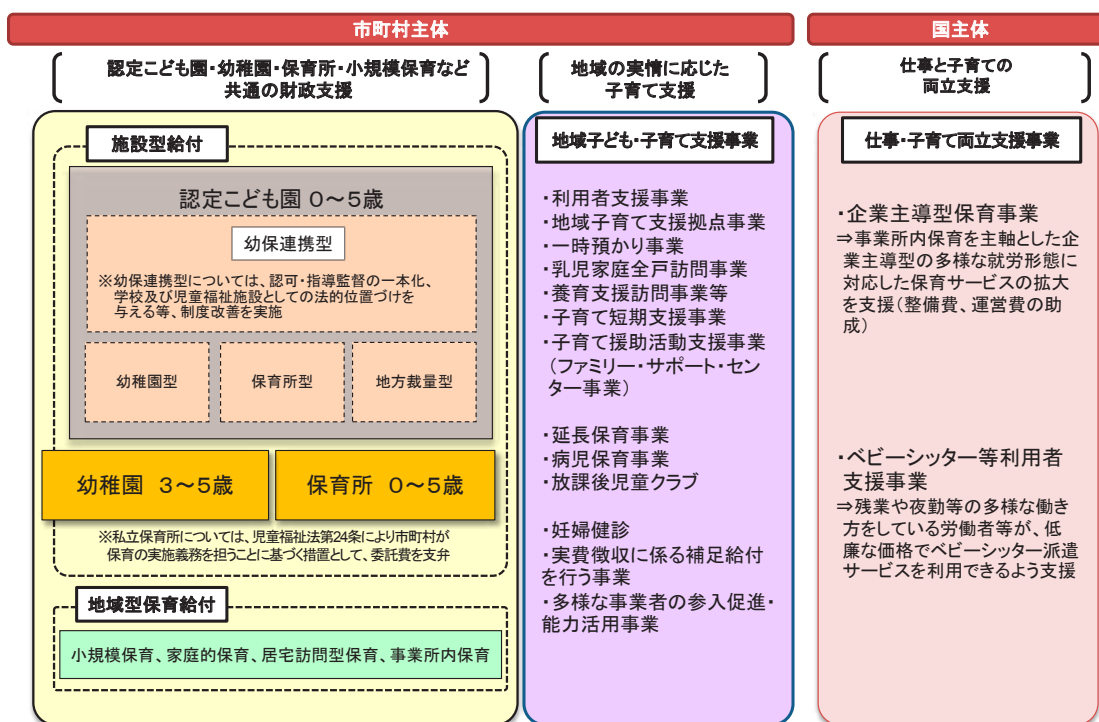
##### 地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)等に基づく子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)が2015(平成27)年4月に本格施行された。新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校

教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。(第2-1-1図)

具体的には、〈1〉認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、〈2〉認定こども園制度の改善、〈3〉地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画

第2-1-1図 子ども・子育て支援新制度の概要(平成28年4月)



資料：内閣府資料

的に実施していくこととしている。

2015年11月に、「待機児童解消加速化プラン」に基づく2017（平成29）年度末までの保育の受け皿整備目標を40万人分から50万人分に上積みしたことを受け、2016（平成28）年通常国会（第190回国会）において、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（企業主導型保育事業）等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」の改正を行い、同年4月から開始したこの企業主導型保育事業により、更なる保育の受け皿整備を進めている。

## 地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実

### ・利用者支援

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、

連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」を新制度施行にあわせて創設した。

本事業は子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う「利用者支援」及び子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て支援資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行う「地域連携」の主に2つの機能があり、その両方を実施する「基本型」と、主に「利用者支援」のみを実施し、保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行う「特定型」、保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」をとともに実施する「母子保健型」の3つの類型を設け、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して支援を図っている。2015（平成27）年度においては、基本型344か所、特定型291か所、母子保健型295か所（国庫補助対象分）で実施されている。（第2-1-2図）

## 第2-1-2図 利用者支援事業

**事業の目的**

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

**実施主体**

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。

**3つの事業類型**

**基本型**

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

**【利用者支援】**

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所での、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たったの助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

**【地域連携】**

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

**【職員配置】** 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置  
※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

**特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）**

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

**【職員配置】** 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置  
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

**母子保健型**

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

**【職員配置】** 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

資料：厚生労働省資料

### ・地域子育て支援拠点

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」を行っている。

(2015(平成27)年度実施か所数：6,818か所(国庫補助対象分))

また、幼稚園が、地域の実態や保護者の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすため、例えば、子育て相談の実施、子育てに関する情報の提供、未就園児の親子登園の実施、保護者同士の交流の機会の提供、園庭・園舎の開放、子育て公開講座の開催、地域の子育てサークル等との交流などの子育て支援活動を実施する際の支援を行っている<sup>1</sup>。

### ・一時預かり、幼稚園の預かり保育

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時における保育等の一時預かりに対する需要に対応するため、一時預かり事業を実施している。(2015(平成27)年度実施か所数：9,718か所)

また、幼稚園の通常の教育時間(標準4時間)の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する人を対象に行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。近年の女性の社会進出の拡大、都市化、核家族化などを背景として、多様化する保護者のニーズに伴い、「預かり保育」への要望が増加していることを受け、2008(平成20)年3月には幼稚園教育要領を改定し、教育活動として適切な活動となるようその充実を図った<sup>2</sup>。さらに、2017(平成29)年度予算において、幼稚園における待機児童の受入れ等を促進するために、長時間預かり等に係る補助の充実を図っている。

### ・ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の設置促進を行っている。(2015(平成27)年度実施か所数：809か所)

また、2009(平成21)年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。(2015年度実施か所数：142か所)

なお、2015年度末現在、ファミリー・サポート・センター事業における会員数は、援助を受けたい会員が52万人、援助を行いたい会員が13万人である。

### 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、病児保育等についても、引き続き推進を図っている。新制度の施行に伴い、延長保育、病児保育については、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた。また、家庭的保育及び事業所内保育については、新たに市町村の認可事業(地域型保育事業)として地域型保育給付の対象となるとともに、夜間保育については、施設型給付により対応している。

### ・延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業であり、当該事業を実施している民間保育所等に対して必要な補助を行っている。

(2015(平成27)年度実施か所数：2万738か所(うち公立5,742か所、民間1万4,996か所))

1 2013(平成25)年度現在、このような子育て支援活動を実施している幼稚園の割合は、約87%。

2 2014(平成26)年6月現在、「預かり保育」を実施している幼稚園の割合は、約83%。

・夜間保育

おおむね午後10時まで開所する夜間保育所に対して必要な補助を行っている。

(2015(平成27)年度実施か所数:82か所)

・病児保育

保護者が就労している場合等において、子供が病気の際や病気の回復期に、自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問し一時的に保育する等により、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする病児保育事業を実施している。

(2015(平成27)年度実施か所数:2,226か所)

また、2016(平成28)年度からは、事業

主拠出金の引き上げによる財源により、①事業を開始する際のイニシャルコストを軽減すべく、従来の運営費に加え、新たに病児保育事業を実施するために必要となる施設整備等に係る費用の補助、②病児保育事業所において、看護師等を雇用し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を、専用施設等に送迎し、一時的に保育するための費用の補助を行っている。

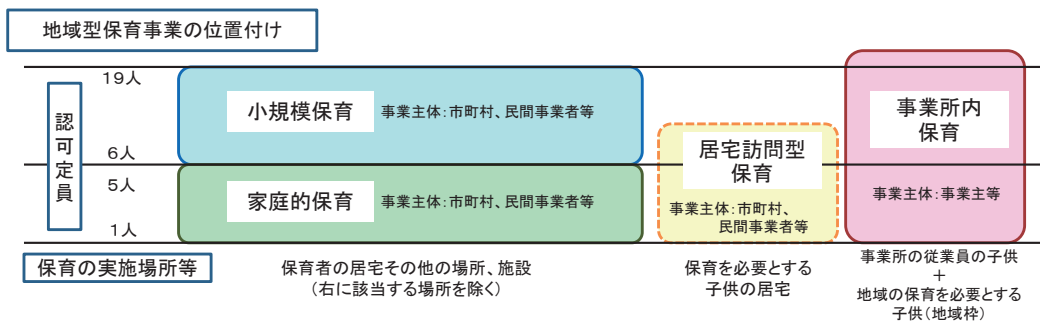
・地域型保育事業

保育需要の増加に対応するため、新制度の施行にあわせて、6人以上19人以下の子供を保育する「小規模保育」、5人以下の子供を保育する「家庭的保育」、従業員の子供のほか地域の子供を保育する「事業所内保育」など4つの事業を児童福祉法に位置付け、市町村の認可事業とした。

(2016(平成28)年4月1日現在:3,719件)

第2-1-3図 地域型保育事業

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。
  - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
  - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
  - ◇居宅訪問型保育
  - ◇事業所内保育(主として従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。



資料: 内閣府資料

(うち小規模保育事業約2,429件、家庭的保育事業958件、事業所内保育事業323件、居宅訪問型保育事業：9件))(第2-1-3図)

#### ・事業所内保育等

2015(平成27)年度に新設された事業所内保育事業は、市町村の認可事業(地域型保育事業)であり、地域型保育給付の対象となっているところである。

(2016(平成28)年4月1日現在：323件)

また、2016年度からは、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行うため、「子ども・子育て支援法」の改正によって新設された仕事・子育て両立支援事業において企業主導型保育事業を実施し、企業が主導して設置する事業所内保育施設について、その整備・運営に係る費用の一部を助成している<sup>1</sup>。本事業では、設置場所を企業の敷地内に限定していないことから、例えば、中小企業等が共同で設置・利用するもの、自企業の事業所内ではなく、利用する従業員や地域の子供の利便性を考慮し、駅近接地に設置するものなど、従業員や各企業のニーズに沿った創意工夫の下、事業が展開されている。

(2017年3月30日現在の企業主導型保育事業助成件数：871施設、定員2万284人分)

仕事・子育て両立支援事業においては、上記に加え、2016年度から企業主導型ベビーシッター利用者支援事業として、多様な働き方を行っている労働者等がベビーシッター派遣サービスを就労のために利用した場合に、その利用料金の一部を助成している。

このほか、従業員の仕事と子育ての両立のため、労働者のための保育施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主又は事業主団体に、その設置、増築、運営に係る費用の一部を助成している。

(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金。2015年度助成件数：626件。なお、2016年度からは、「企業主導型保育事業」の開始に伴い、新規受付を停止している。)

都心部における一部の事業所内保育所においては、フレックスタイム制度や時差出勤制度と併せて活用する、ランドリーサービスにより洗濯物などの荷物負担の軽減を行うなどによって保護者や子供の通勤時の負担を減らす工夫がみられる。

1 特集「子ども・子育て支援新制度の更なる展開」参照